2024/5/24　夢・未来 たからづか創生本部会議　資料①

総合戦略見直しの方向性について

１　夢・未来 たからづか創生総合戦略とは
２　見直しの必要性
３　見直しの方針
４　庁内検討会での議論と今後の進め方
参考資料

１　夢・未来 たからづか創生総合戦略とは

（１）法的な位置付け
（２）総合計画との関わり
（３）めざすべき将来の方向
（４）取組における視点
（５）施策体系

（１）法的な位置付け

・まち・ひと・しごと創生法に基づき、市は国や県の総合戦略を勘案しながら、地方版総合戦略を策定することが努力義務となっている。

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第１条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第２条）

①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備

②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保

③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備

⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出

⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る

⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと創生本部
（第11条～第20条）

本部長：
内閣総理大臣

副本部長（予定）：
内閣官房長官
地方創生担当大臣

本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生総合戦略（閣議決定）
（第８条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（努力義務）（第９条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

（２）第6次宝塚市総合計画との関わり

・第2期夢・未来 たからづか創生総合戦略は、第6次宝塚市総合計画と一体的に作成しており、計画期間を合わせているほか、第6次宝塚市総合計画の重点方針(3)～(5)を実現するための具体的な取組を定めるものとなっている。

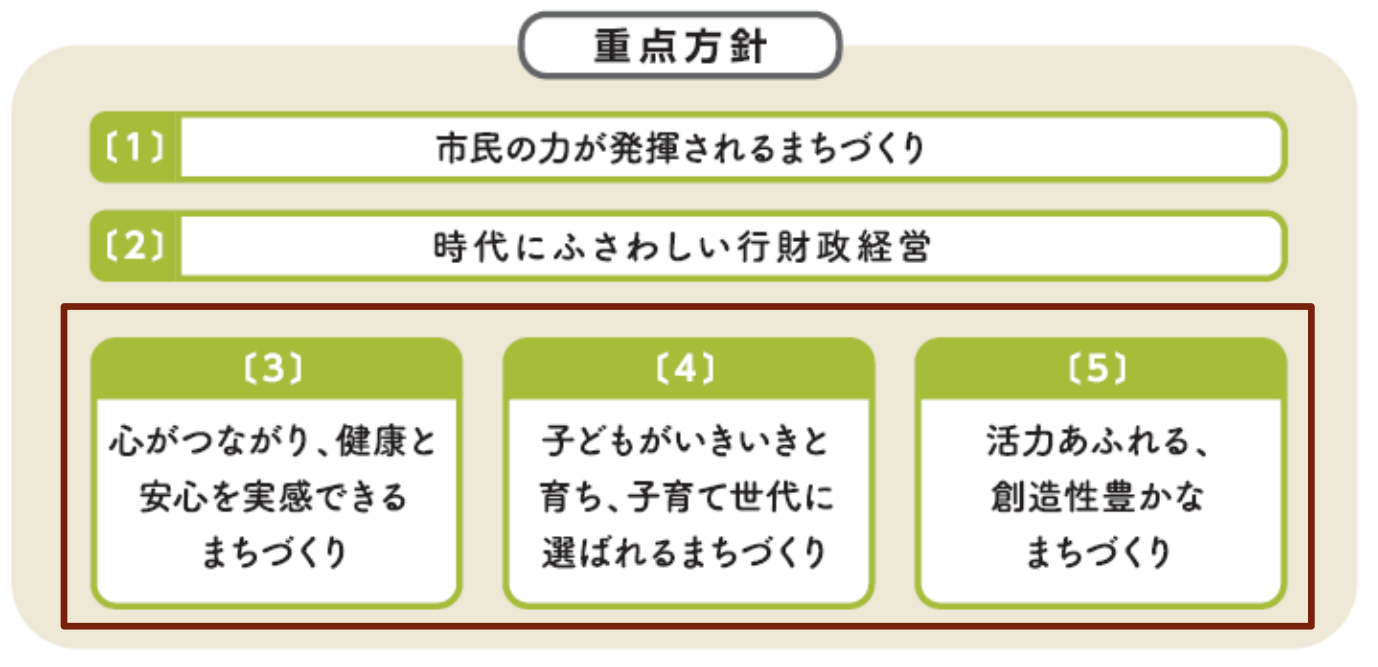

【計画期間】
令和3年度～令和12年度

（３）めざすべき将来の方向

①人口の減少が本市の将来に及ぼす影響に対応するためには、人口減少を緩和することが必要である。そのために、
・出生率を向上させる
・ファミリー世代（25～39歳の結婚・出産・子育て世代）の転入を促進する。
②一方で、今後人口が減少することは避けられないことから、人口構造の変化に適応した持続可能なまちづくりを推進する必要がある。

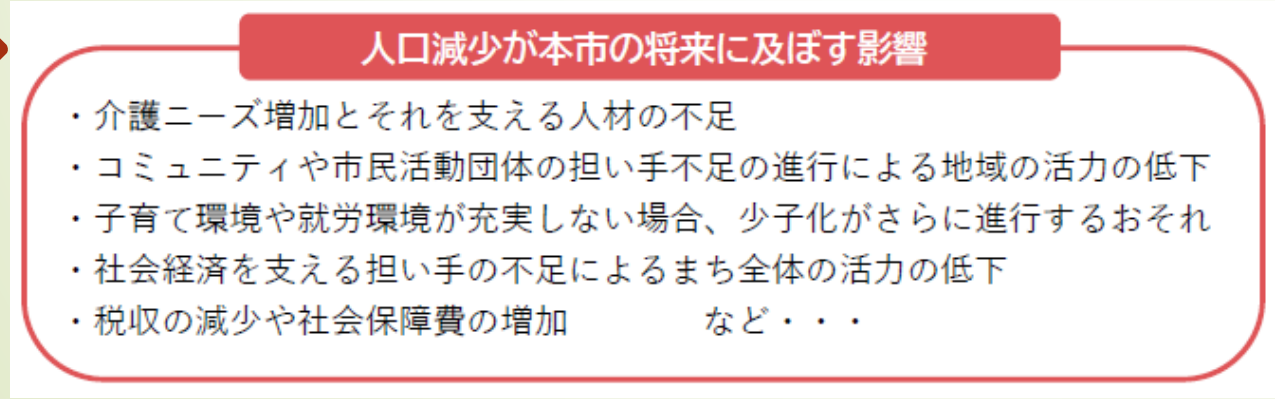

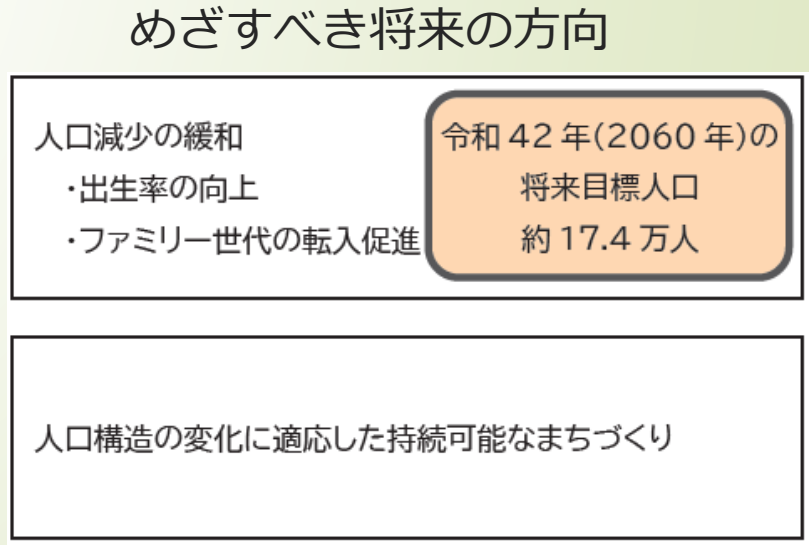

（４）取組における視点

① 市民の力が発揮され、魅力を発信できるまちづくり

人口減少時代において、まちづくりを行政だけで進めるのではなく、地域や社会に関心を持つ人に地域コミュニティ活動に参画いただくことが重要です。

まちづくりの新たな担い手の育成、まちづくりに関心をもつ市民との連携を促進し、地域の実情に応じた地域コミュニティ活動を推進します。

- 地域ごとのまちづくり計画の見直しを契機とした地域コミュニティの機能強化、活動の活発化
- 生涯学習の充実
- まちづくりに必要な情報のオープンデータ※化、市の課題などの情報発信
- 地域コミュニティ等におけるリモート化、デジタル化の推進
- 市の魅力を市内外に発信（シティプロモーション）

② 時代にふさわしい行財政経営

人口減少時代において、経営資源が限られる中、地方創生を推進するためには、より一層、選択と集中による重点化を図る必要があります。

将来の見える行財政経営を推進するため、効率的、効果的に施策を実施します。

- エビデンスに基づく政策立案（EBPM※）の推進
- ICT※の積極的な導入・活用
- 市民との協働、民間活力の活用、他自治体等との広域連携の推進
- 災害や感染症の蔓（まん）延時にも業務継続できる環境整備
- 組織の枠組みを越えた分野横断的な視点を持った取組の推進
- 協働の推進やスマート自治体への転換に対応できる専門性や能力を持った人材の育成、機能的で連携の取れた組織体制の整備

（５）施策体系

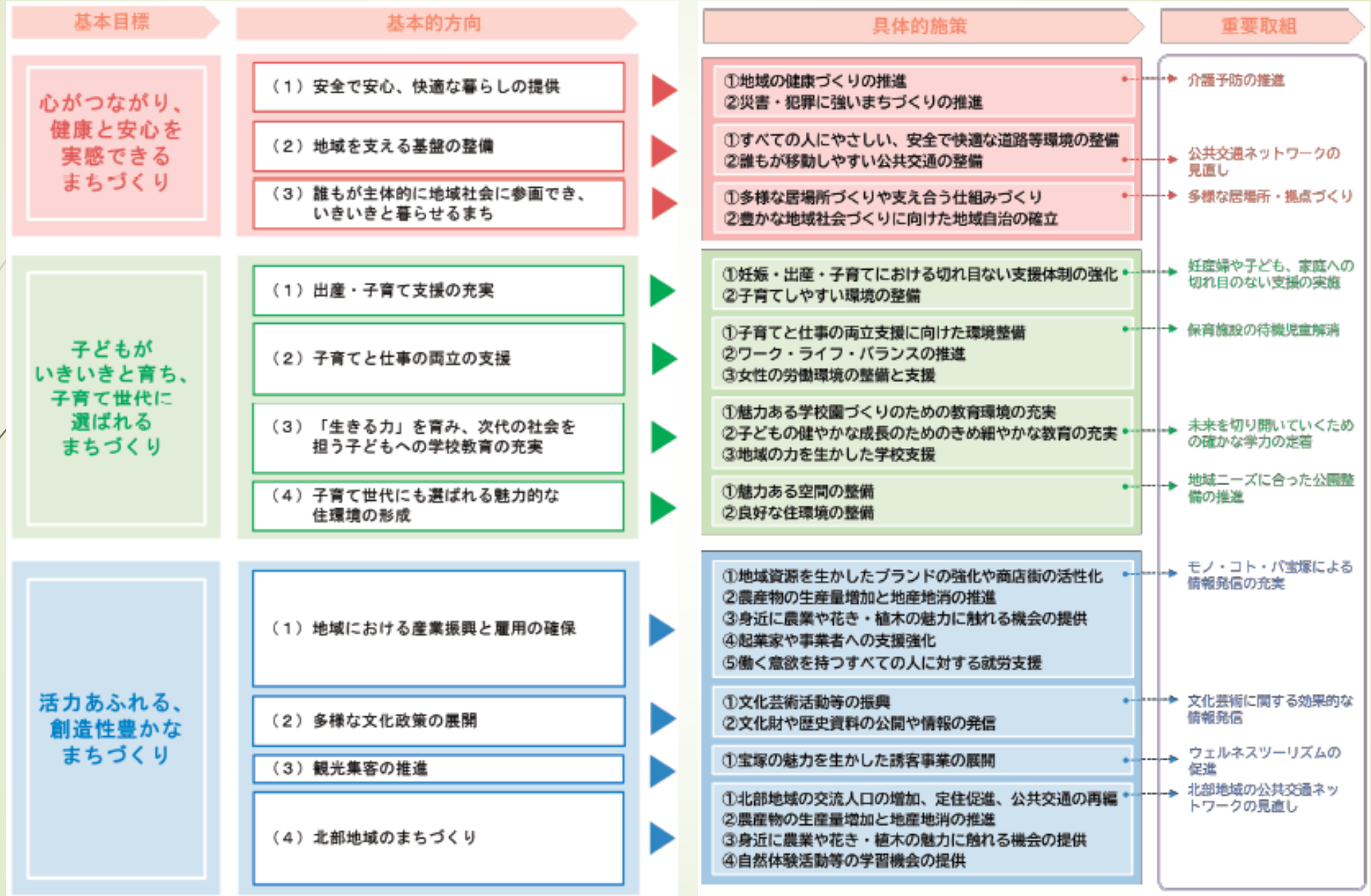
基本目標
基本的方向
具体的施策
重要取組
心がつながり、健康と安心を実感できるまちづくり
（１）安全で安心、快適な暮らしの提供
（２）地域を支える基盤の整備
（３）誰もが主体的に地域社会に参画でき、いきいきと暮らせるまち
①地域の健康づくりの推進
②災害・犯罪に強いまちづくりの推進
①すべての人にやさしい、安全で快適な道路等環境の整備
②誰もが移動しやすい公共交通の整備
①多様な居場所づくりや支え合う仕組みづくり
②豊かな地域社会づくりに向けた地域自治の確立
介護予防の推進
公共交通ネットワークの見直し
多様な居場所・拠点づくり
子どもがいきいきと育ち、子育て世代に選ばれるまちづくり
（１）出産・子育て支援の充実
（２）子育てと仕事の両立の支援
（３）「生きる力」を育み、次代の社会を担う子どもへの学校教育の充実
（４）子育て世代にも選ばれる魅力的な住環境の形成
①妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない支援体制の強化
②子育てしやすい環境の整備
①子育てと仕事の両立支援に向けた環境整備
②ワーク・ライフ・バランスの推進
③女性の労働環境の整備と支援
①魅力ある学校園づくりのための教育環境の充実
②子どもの健やかな成長のためのきめ細やかな教育の充実
③地域の力を生かした学校支援
①魅力ある空間の整備
②良好な住環境の整備
妊産婦や子ども、家庭への切れ目のない支援の実施
保育施設の待機児童解消
未来を切り開いていくための確かな学力の定着
地域ニーズに合った公園整備の推進
活力あふれる、創造性豊かなまちづくり
（１）地域における産業振興と雇用の確保
（２）多様な文化政策の展開
（３）観光集客の推進
（４）北部地域のまちづくり
①地域資源を生かしたブランドの強化や商店街の活性化
②農産物の生産量増加と地産地消の推進
③身近に農業や花き・植木の魅力に触れる機会の提供
④起業家や事業者への支援強化
⑤働く意欲を持つすべての人に対する就労支援
①文化芸術活動等の振興
②文化財や歴史資料の公開や情報の発信
①宝塚の魅力を生かした誘客事業の展開
①北部地域の交流人口の増加、定住促進、公共交通の再編
②農産物の生産量増加と地産地消の推進
③身近に農業や花き・植木の魅力に触れる機会の提供
④自然体験活動等の学習機会の提供
モノ・コト・バ宝塚による情報発信の充実
文化芸術に関する効果的な情報発信
ウェルネスツーリズムの促進
北部地域の公共交通ネットワークの見直し

2　見直しの必要性

（１）国の総合戦略の見直し
（２）人口減少、高齢化への対応の明確化の必要性
（３）職員数が減少しても多様化する市民ニーズに
　　効率的に対応するための取組の推進
（４）デジタル田園都市国家構想交付金
　　（地方創生推進タイプ）の要件の変更

（１）国の総合戦略の見直し

・「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が令和4年12月26日に閣議決定された（その後令和5年12月にも改訂）。
・これは、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で暮らせる社会」を目指すものである。
・この内容を踏まえて、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略を改訂することが求められている。

デジタル田園都市国家構想総合戦略の概要

＜基本的考え方＞

・社会情勢が大きく変化している中、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で暮らせる社会」を目指す。
・東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく。
・デジタル技術の活用については、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、各地域の優良事例の横展開を加速化。
・これまでの地方創生の取組も、全国で取り組まれてきた中で、蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要。

＜ポイント＞

・国はまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、2023年度から2027年度までの5カ年の新たな総合戦略を策定。
・地方は、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略を改訂する。

＜施策の方向＞

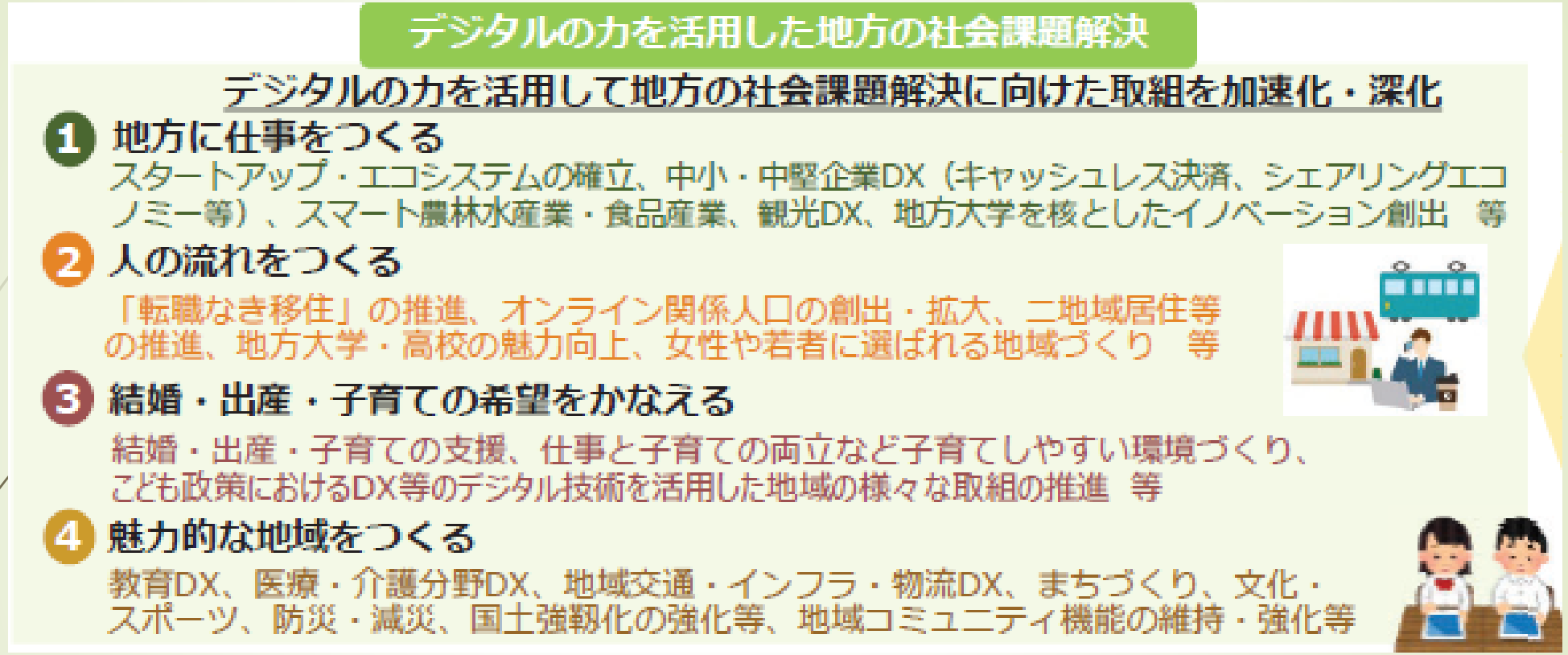

・デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組（①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる）を加速化、深化する。
・国は、デジタル実装の前提となる取組（デジタル基盤の整備、デジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取組）を強力に推進する。

（２）人口減少、高齢化への対応の明確化の必要性

・第２期夢・未来たからづか創生総合戦略は、将来目標人口を定め、第6次宝塚市総合計画の重点方針(3)～(5)を実現するための具体的な取組を定めているが、その内容は分野別計画の中から総合戦略の各施策に沿った取組を抜粋したものとなっている。

・したがって、人口減少の緩和、人口減少・高齢化への対応について、どのように取り組んでいくか（デジタル技術の活用も含めて）についての全庁的な議論は十分にできていない。

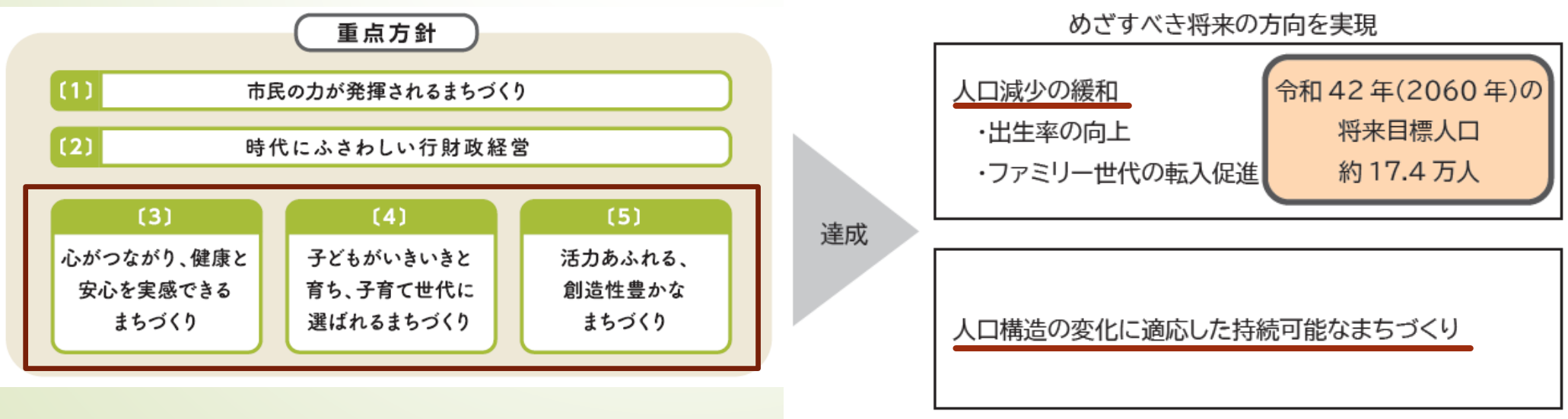

（３）職員数が減少しても多様化する市民ニーズに効率的に対応するための取組の推進

・第２期夢・未来たからづか創生総合戦略では、次の２つの視点を持って取組を展開することとしている。
　①市民の力が発揮され、魅力を発信できるまちづくり
　②時代にふさわしい行財政
・これらについても、計画的に推進していく必要がある。

①　市民の力が発揮され、魅力を発信できるまちづくり

人口減少時代において、まちづくりを行政だけで進めるのではなく、地域や社会に関心を持つ人に地域コミュニティ活動に参画いただくことが重要です。

まちづくりの新たな担い手の育成、まちづくりに関心をもつ市民との連携を促進し、地域の実情に応じた地域コミュニティ活動を推進します。

・地域ごとのまちづくり計画の見直しを契機とした地域コミュニティの機能強化、活動の活発化
・生涯学習の充実
・まちづくりに必要な情報のオープンデータ※化、市の課題などの情報発信
・地域コミュニティ等におけるリモート化、デジタル化の推進
・市の魅力を市内外に発信（シティプロモーション）

②　時代にふさわしい行財政経営

人口減少時代において、経営資源が限られる中、地方創生を推進するためには、より一層、選択と集中による重点化を図る必要があります。

将来の見える行財政経営を推進するため、効率的、効果的に施策を実施します。

・エビデンスに基づく政策立案（EBPM※）の推進
・ICT※の積極的な導入・活用
・市民との協働、民間活力の活用、他自治体等との広域連携の推進
・災害や感染症の蔓（まん）延時にも業務継続できる環境整備
・組織の枠組みを越えた分野横断的な視点を持った取組の推進
・協働の推進やスマート自治体への転換に対応できる専門性や能力を持った人材の育成、機能的で連携の取れた組織体制の整備

（４）デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の要件の変更

・デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）は、地方版総合戦略に位置付けた取組が対象となる。
・令和5年度から横展開型においても、「デジタル社会の形成への寄与」が必須要件となった。
・今後、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用していくためには、「デジタル社会の形成へ寄与する複数の取組」を全庁で考えていく必要がある。

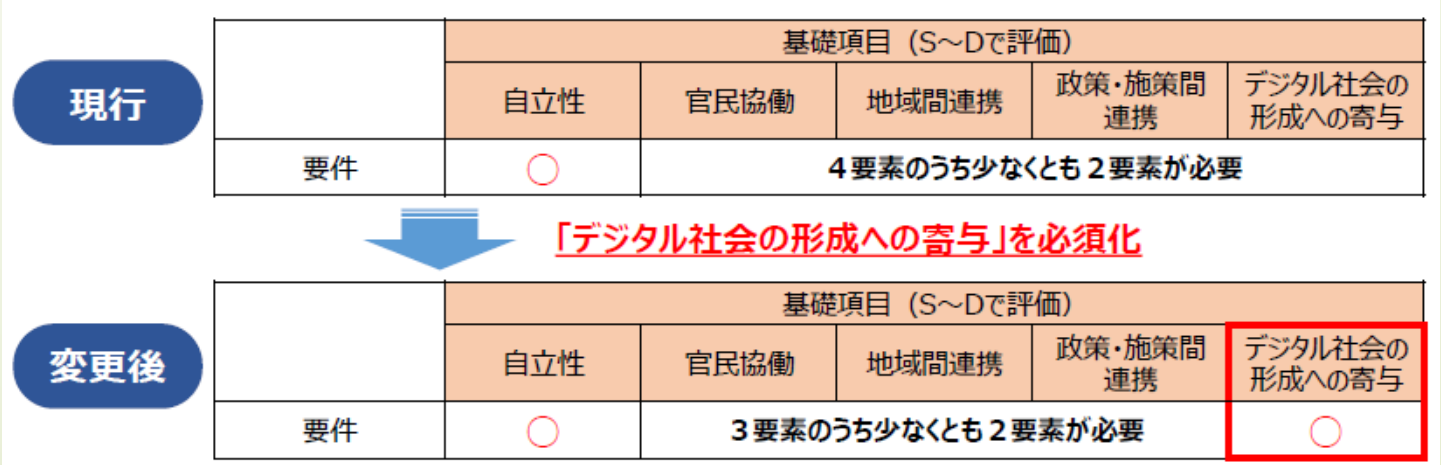

「デジタル社会の形成への寄与」とは

- 「デジタル社会の形成に寄与」する事業とは、以下のいずれかの場合を想定。
  - i. デジタル技術の活用が事業の中心となる事業
    （例：先端技術を活用したスマート農業の推進による担い手確保を図る事業）
  - ii. 事業目的達成のために、要素事業としてデジタル技術の活用が盛り込まれる事業
    （例：国内誘客促進のためのSNS等を活用したPR事業、地元農産物の販路拡大を図るためのECサイト構築・活用に係る事業）
  - iii. 事業目的達成のための要素事業として、デジタル技術の活用の普及等に関し、盛り込まれる事業
    （例：多くの事業者にキャッシュレス決済の普及啓発を行う取組、中小企業のデジタル化促進による生産性向上を図るための人材育成セミナーの開催）
- 「デジタル田園都市国家構想」を推進する観点から、R4年度の新規募集より先導性要件として、先駆型においては必須要件化、横展開型においては原則要件化したところ。
- R6年度の新規募集より、デジタル社会の形成への寄与に係る取組の更なる加速化・深化の観点から、**横展開型においても「デジタル社会の形成への寄与」を必須要件**とする。

3　見直しの方針

（１）地方版総合戦略の策定・効果検証のための
　　手引き（令和4年12月版）【見直しの主な内容】
（２）見直しを行う項目
（３）財政見通しを踏まえた議論

（１）地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和4年12月版）【見直しの主な内容】

デジタル田園都市国家構想総合戦略により、デジタルの力を活用し地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図る観点から、地方版総合戦略の手引きについて、以下の見直しを行う。

① 施策間連携・地域間連携の重要性についての記載を追加 （1－4）

② デジタル関連の外部有識者の参画に係る例示等を追加 （2－2）

③ デジタル担当部局との連携の重要性についての記載を追加 （2－3）

④ 地方版総合戦略の名称の例示等を追加 （3－1、3－2）

⑤ これまでの地方創生の取組との関係に関する説明を追加 （3－5）

⑥ 地域ビジョンに関する記載を追加 （3－6）

⑦ デジタル技術を活用した特徴的事例（例示）を追加
（1－1、1－2、1－3、1－4、4－1、4－2）

④ 地方版総合戦略の名称の例示等を追加 （P８）

◇ 国の総合戦略の名称が変わることから、新たに「地方版総合戦略の名称」という項目を設ける。名称については、地域の実情に応じて設定することが適切であるが、例えば以下のような名称が考えられる旨を追記。

＜例示＞

・○○市デジタル田園都市国家構想総合戦略
・○○市デジタル田園都市構想総合戦略
・○○市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略

◇ また、国の総合戦略の期間も変わるため、新たに「地方版総合戦略の期間」という項目を設け 、地方版総合戦略の期間は、国の総合戦略の期間（R5～R9）を勘案したうえで設定に努めるよう記載。
（ただし、地域の実情に応じた期間を設定することも差し支えない旨も記載。）

⑤ これまでの地方創生の取組との関係に関する説明を追加 （P10）

◇ 新たに「これまでの地方創生の取組との関係」という項目を設け、国の総合戦略に倣い、これまでの様々な地域の社会課題解決・魅力向上に向けた取組を今後はデジタルの力を活用して継承・発展させていくことが肝要である旨を記載。

⑥ 地域ビジョンに関する記載を追加 （P10～12）

◇ 新たに「地域ビジョンの再構築」という項目を設け、

・国においては、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組を円滑に進めるため、まち・ひと・しごと創生法に基づく枠組みを有効に活用することとしている
・地域においても、社会課題解決を図るために自らの地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築したうえで地方版総合戦略を改訂し、具体の取組を推進することが重要である

旨を記載。併せて、参考として国の総合戦略で示したモデル地域ビジョンと重要施策分野の例についても記載。

（２）見直しを行う項目

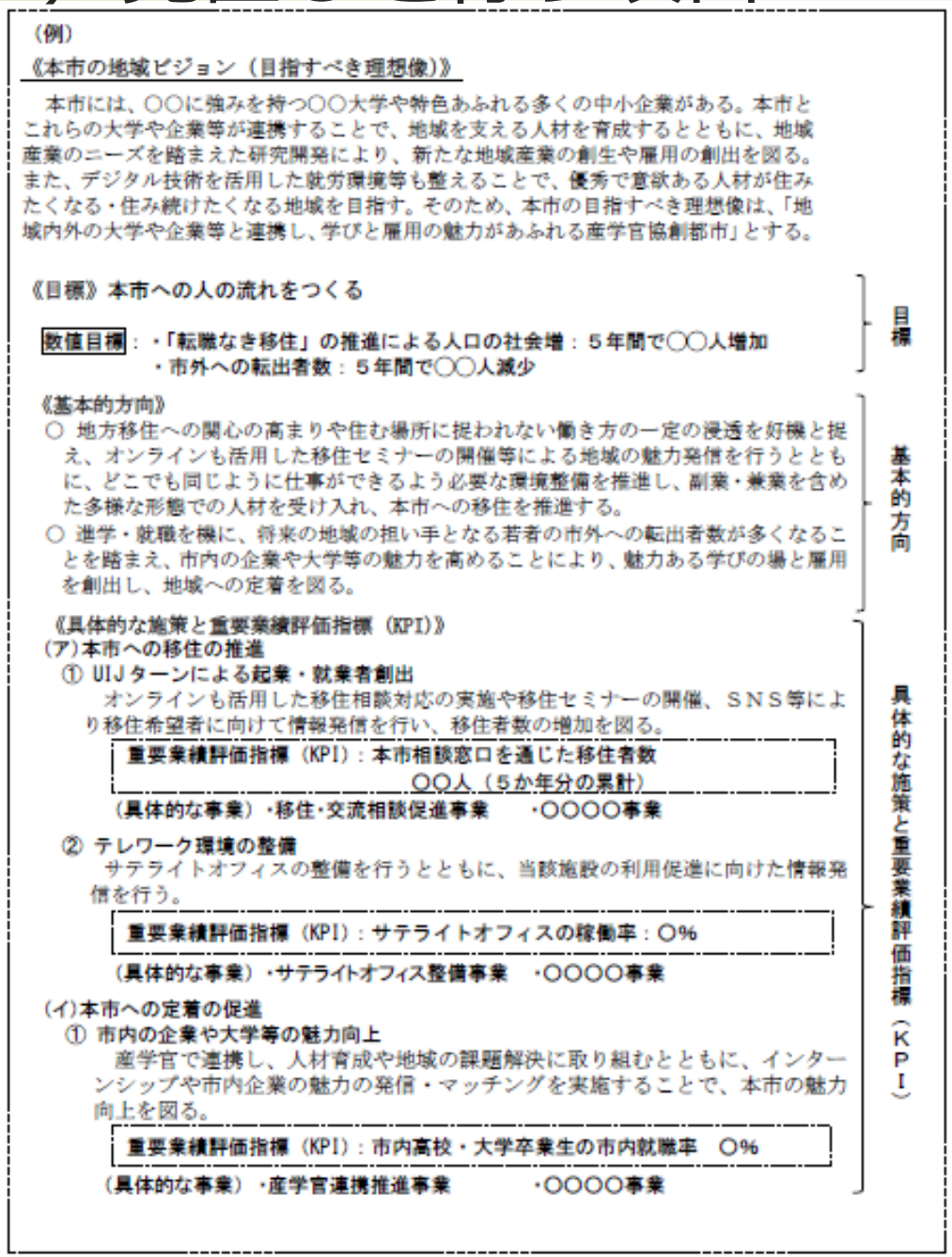

（例）

《本市の地域ビジョン（目指すべき理想像）》

本市には、○○に強みを持つ○○大学や特色あふれる多くの中小企業がある。本市とこれらの大学や企業等が連携することで、地域を支える人材を育成するとともに、地域産業のニーズを踏まえた研究開発により、新たな地域産業の創生や雇用の創出を図る。また、デジタル技術を活用した就労環境等も整えることで、優秀で意欲ある人材が住みたくなる・住み続けたくなる地域を目指す。そのため、本市の目指すべき理想像は、「地域内外の大学や企業等と連携し、学びと雇用の魅力があふれる産学官協創都市」とする。

《目標》本市への人の流れをつくる　　目標

数値目標：・「転職なき移住」の推進による人口の社会増：５年間で○○人増加
・市外への転出者数：５年間で○○人減少

《基本的方向》　　基本的方向

○ 地方移住への関心の高まりや住む場所に捉われない働き方の一定の浸透を好機と捉え、オンラインも活用した移住セミナーの開催等による地域の魅力発信を行うとともに、どこでも同じように仕事ができるよう必要な環境整備を推進し、副業・兼業を含めた多様な形態での人材を受け入れ、本市への移住を推進する。

○ 進学・就職を機に、将来の地域の担い手となる若者の市外への転出者数が多くなることを踏まえ、市内の企業や大学等の魅力を高めることにより、魅力ある学びの場と雇用を創出し、地域への定着を図る。

《具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）》　　具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

(ア)本市への移住の推進

① UIJターンによる起業・就業者創出

オンラインも活用した移住相談対応の実施や移住セミナーの開催、ＳＮＳ等により移住希望者に向けて情報発信を行い、移住者数の増加を図る。

重要業績評価指標（KPI）：本市相談窓口を通じた移住者数
○○人（５か年分の累計）

（具体的な事業）・移住・交流相談促進事業　・○○○○事業

② テレワーク環境の整備

サテライトオフィスの整備を行うとともに、当該施設の利用促進に向けた情報発信を行う。

重要業績評価指標（KPI）：サテライトオフィスの稼働率：○%

（具体的な事業）・サテライトオフィス整備事業　・○○○○事業

(イ)本市への定着の促進

① 市内の企業や大学等の魅力向上

産学官で連携し、人材育成や地域の課題解決に取り組むとともに、インターンシップや市内企業の魅力の発信・マッチングを実施することで、本市の魅力向上を図る。

重要業績評価指標（KPI）：市内高校・大学卒業生の市内就職率　○%

（具体的な事業）・産学官連携推進事業　・○○○○事業

人口ビジョン

→今回の改訂は、国がデジタルの視点を追加したことによる総合戦略の内容変更であること、また、人口の目標については、社人研の推計結果が出るごとに時点修正するものではないことから、人口ビジョンは変更しない。

総合戦略の名称

→変更しない。

地域ビジョンの追加

→国の手引きに基づき、追記する。

基本目標（数値目標）、基本的方向

→基本目標の方向性について追加（次項）。必要に応じて、KGIも変更する。【具体箇所は後述】

具体的施策とKPI

→主に既に実施している、実施方針が決まっているものについて追記する。また、庁内検討会で今後の人口構造の変化に対応するために必要な事項について議論し、方向性が一致したもの、環境分野について追記する。伴って、必要に応じて、KPIの変更、重点取組の追加を行う。【具体箇所は後述】

基本目標1 心がつながり、健康と安心を実感できるまちづくり

指標(KGI)	基準値	目標値
健康寿命※	男性:81.16 歳 女性:84.51 歳 (H27 年)	男性:82.16 歳 女性:85.51 歳 (R5 年)
「とても幸せ、幸せ」と回答した人の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	67.0% (R2 年度)	基準値以上 (R7～12 年)
「引き続き宝塚市内に住み続けたい」と回答した市民の割合 (市民アンケート)	77.1% (H30 年度)	79.8%以上 (R7～12 年)

方向性

- ◆ あらゆる世代の人の生活の質(QOL※)の向上と、健康寿命の延伸が図れるように、地域活動や就労、スポーツなどを通じた生きがいづくりや、介護・疾病予防活動等のエイジフレンドリーシティ※の取組などを推進します。
- ◆ すべての人にやさしい安全で快適な道路環境やバリアフリー※化などによる交通環境の整備を推進します。
- ◆ 地域の特性に応じた公共交通や新たな移動手段の確保により、誰もが移動しやすい環境づくりに取り組みます。
- ◆ 「支え手」「受け手」という関係性を越えて、誰もが主体的に参画できる地域社会づくりを推進します。
- ◆ 社会的な孤立を防ぎ、誰もが自分らしくいきいきと暮らせるように、関係機関における制度・分野の横断的な連携を強化し、一生涯を支える切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。
- ◆ 災害や感染症の蔓(まん)延に備え、自助・共助の体制づくりの支援に取り組みます。
- ◆ （例）まちづくりに必要な情報のオープンデータ化を推進します。

必要に応じてKGIの
追加・変更

基本目標の方向性の追記

具体的施策

基本的方向（1）　地域における産業振興と雇用の確保

施策 3-(1)-①　地域資源を生かしたブランドの強化や商店街の活性化

指標(KPI)	基準値	目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)	めざす方向性
市内で商品・サービス等の提供を受けたいと思った方の割合	新規(%)	－	70.0%	⇗
「モノ・コト・バ宝塚※1」選定資源数	156 件 (R1 年度)	－	－	－

主な取組

＊個店からエリア全体の魅力向上
　本市のブランド力やイメージに魅力を感じ、出店意欲のある事業者、起業家を迎え入れる環境づくりが重要であり、起業による新たな個店や魅力ある個店の立地誘導を図ります。

＊既存事業所の市内立地継続支援
　既存事業所の新たな事業展開に対する支援に取り組むほか、住工混在地域における良好な関係構築を図ります。

＊モノ・コト・バ宝塚による情報発信の充実【重要取組】
　「モノ・コト・バ宝塚」選定資源を組み合わせ、伝えたい魅力をストーリー（物語）化し、発信します。小冊子（ムック本）やウェブ（SNS）などを通じて市内外へ発信します。

＊シビックプライド※醸成による地域内経済循環の向上
　市内事業者同士の主体的な連携や交流に関して情報発信を行い、本市の魅力の効果的なプロモーション強化を図ります。

＊商工業施策と文化芸術施策の連携促進
　文化芸術センターを核とした産業横断的な取組の促進や、宝塚らしいストーリー（物語）性のあるモノ・サービスの開発に携わる事業者の支援に努めます。

＊（例）〇〇【重要取組】
　〇〇を実施します。

必要に応じてKPIの
追加・変更

主な取組、重要取組の追記
・既に実施しているもの
・庁内検討会で、今後の人口構造の変化に対応するために必要な事項について議論し、方向性が一致したもの

（３）財政見通しを踏まえた議論

・財政見通しによると、令和7年度以降、持続可能な財政運営を行うためには、現在の予算よりも令和7年度に10億円、令和8年度、令和9年度にそれぞれ7億円の収支改善を行うことが必要である。

・こうした状況の中でも、「①人口減少・高齢化をはじめとするこれからの社会情勢の変化に対応するために不可欠な事業」、「②人口減少の抑制に効果のある事業」、「③効率化により、職員が減少してもサービスの維持ができるor将来の歳出減が確実に見込める事業」については、一定の投資をしていく必要性があると考えられる。

・今回の改訂の議論を通して、①②について、今後実施すべき事業を考えていく。

区　分	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）	令和12年度（2030年度）	令和13年度（2031年度）	令和14年度（2032年度）	令和15年度（2033年度）
① W決算時歳入歳出差引（再掲）	▲ 209	▲ 2,908	▲ 2,498	▲ 2,210	▲ 839	▲ 1,232	▲ 1,374	▲ 428	▲ 179	595
単年度取組目安額		1,000	700	700						
② 取組目安累計額	0	1,000	1,700	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
歳入歳出再差引（①＋②）	**▲ 209**	**▲ 1,908**	**▲ 798**	**190**	**1,561**	**1,168**	**1,026**	**1,972**	**2,221**	**2,995**
X 取組後令和6年度以降収支累計額	▲ 209	▲ 2,117	▲ 2,915	▲ 2,725	▲ 1,164	4	1,030	3,002	5,224	8,219
Y 令和5年度3月補正予算後財政調整基金残高	5,992									

４　庁内検討会での議論と今後の進め方

（１）地域ビジョンについて
（２）今後取り組むべき方向性について
（３）その他の主な変更箇所
（４）今後のスケジュール

（１）地域ビジョンについて

文案は別紙改定案（P2）の通り。

＜国の手引きの記載例（参考）＞

本市には、○○に強みを持つ○○大学や特色あふれる多くの中小企業がある。本市とこれらの大学や企業等が連携することで、地域を支える人材を育成するとともに、地域産業のニーズを踏まえた研究開発により、新たな地域産業の創生や雇用の創出を図る。

また、デジタル技術を活用した就労環境等も整えることで、優秀で意欲ある人材が住みたくなる・住み続けたくなる地域を目指す。そのため、本市の目指すべき理想像は、「地域内外の大学や企業等と連携し、学びと雇用の魅力があふれる産学官協創都市」とする。

＜庁内検討会での意見＞

・より市の方針を明確にするため、地域ビジョンには、重視する分野や取組を記載してはどうか。

・漠然として分かりくい。宝塚らしさ、特色がないように感じる。

・国の方針の中で、仕事に関する記載がない。

＜方針＞

総合計画の重点方針を実現するための具体的取組を示したものが総合戦略であることから、特定の分野に特化した地域ビジョンとすることは相応しくないと判断し、総合計画の内容に沿った内容の地域ビジョンとした。また、しごとに関する記載を加えた。

（２）今後取り組むべき方向性について

夢・未来 たからづか創生総合戦略庁内検討会の委員（次長級）に、人口構造の変化に対応するために不可欠な事業、人口減少の抑制に効果のある事業について、部内で話し合っていただき、各部の案を持ち寄った。

庁内検討会での議論の内容は別紙Excelの通り

この中から、以下の観点で今後の取組テーマ案を抽出した。

・複数部署から提案があった
・人口構造の変化に対応するために特に重要であること
・部局横断で取り組めるもの　・デジタル活用の可能性があること

（今後の取組テーマ案）

・地域課題の把握、解決　・市民をつなぐ仕組み　・活躍できる場、情報
・買い物難民等を作らない仕組み　・健康増進　・デジタルを活用した安全安心なまちづくり
・市、民間情報のオープンデータ化　・子ども子育ての官民の情報発信

今後、これらのテーマ案について、「①総合戦略本文への反映」、「②具体的取組の継続的な議論」を行っていく。

（２）①総合戦略への反映

・地域課題の解決
→地域との対話により把握した地域課題について、デジタルの力も活用しながら、課題の解決を図る旨を追記。またこれを重要取組に位置付けた。（P5、17）
・市民をつなぐ仕組み
→支え合う仕組みづくりの推進を重要取組に設定。（P16）
・活躍できる場、情報
→デジタルディバイドの取組を追記（P16）
・買い物難民等を作らない仕組み
→オンデマンド交通について言及（P14）
・健康増進
→「包括的な健康増進の仕組みづくり、発信」を追記し、重要取組に設定（P11）
・デジタルを活用した安全安心なまちづくり
→「地域防犯力の向上」にデジタルの活用を追記（P12）
・子ども子育ての官民の情報発信
→子どもに関する情報発信をデジタルの力も活用しながら行うことを追記し、重要取組と位置付けた。（P7、P20）

（２）②具体的取組の継続的な議論

・地域課題の解決
・市民をつなぐ仕組み
・活躍できる場、情報
・買い物難民等を作らない仕組み
・健康増進
・デジタルを活用した安全安心なまちづくり
・市、民間情報のオープンデータ化
・子ども子育ての官民の情報発信

→以上の取組テーマ（案）について、今後、引き続き庁内検討会で議論し、取組を具体化していく。議論にあたっては石原CXO補佐官、出島政策アドバイザーにもご助力をいただく。

　庁内検討会で、今後の取組テーマを5つ程度に絞り、R7年度の予算化も見据えて、新たに部局横断のワーキンググループ（次長級）を立ち上げ、具体取組の立案に向けて、7月までに2～3回程度の開催を予定している。

（３）その他の主な変更箇所

①第2期総合戦略策定後に着手した（着手予定の）取組等の追記

P14　武田尾駅のバリアフリー化

P19　こども家庭支援センターの開設

保健、福祉、教育の各部署が共通システム

P21　長期休業期間中の地域児童育成会の受入れの拡充等の検討

P24　屋内運動場への空調設備の設置

P25　部活動地域移行

P41　合併処理浄化槽の設置推進

②その他

P31　施策「豊かな環境の保全と継承 」の追加

（GXの観点から）

（４）今後のスケジュール

①夢・未来 たからづか創生総合戦略庁内検討会【3月8日】
・地域ビジョン（案）について承認、今後取り組むべき方向性（案）について説明。
②夢・未来 たからづか創生総合戦略庁内検討会【3月21日】
・今後取り組むべき方向性の議論。
③夢・未来 たからづか創生本部会議【5月24日】
・事前意見募集のうえ、地域ビジョン、取り組むべき方向性（案）、今後の進め方について意見交換を行う。
④行政評価委員会（外部委員会）での意見聴取【6月27日】
⑤都市経営会議（パブリックコメント実施）【8月】
⑥パブリックコメント【9月】
⑦都市経営会議（パブリックコメント結果）【10月】
⑧計画の改訂【11月】